第五十一条の四を削る。

第五十一条の四の二の見出しを「（法第三百四十八条第二項第十九号の固定資産）」に改め、同条中「第三百四十八条第二項第十九号の二」を「第三百四十八条第二項第十九号」に、「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第十一条第一項第四号」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号」に改め、同条を第五十一条の四とする。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第六条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第十八号中「独立行政法人雇用・能力開発機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号。以下この号において「廃止法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「旧独立行政法人雇用・能力開発機構」という。）（廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法」に、「（同法」を「、同法」に改め、同条第八十八号を次のように改める。

八十八　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「旧高齢・障害者雇用支援機構」という。）（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会を含む。）

第九条の四に次の二号を加える。

九十　旧独立行政法人雇用・能力開発機構

九十一　旧高齢・障害者雇用支援機構

（租税特別措置法施行令等の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

一　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第八項第四号、第十一項第一号及び第十六項第二号、第二十六条の四第十項第三号及び第十四項第一号並びに第四十一条第二項

二　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十四条第一項第三号及び第六号

三　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第八条第一項第四号及び第七号並びに第十一条第十二項

四　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第六条

五　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第十二項

六　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第三条第四号及び第七号並びに第五条第十二項

七　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二号）第三十六条第一項第三号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第八条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二十八号中「独立行政法人雇用・能力開発機構（」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の」に、「及び」を「及び独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の」に改め、同項第六十九号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（」に、「及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」を「、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に、「を含む」を「及び独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む」に改め、同条第二項第五十号を次のように改める。

五十　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

第四十三条第二項第五十五号を次のように改める。

五十五　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第九条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」に改め、「、独立行政法人雇用・能力開発機構」を削る。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号

三　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

四　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

五　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第一条第三号

六　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）第一号

七　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

八　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）附則第三条

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四号中「独立行政法人雇用・能力開発機構（」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の」に改め、同条第五号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）」に改める。